

穀物法廃止後の穀物法論争

—チェムバレン・キャンペーンと19世紀イギリス像—

服 部 正 治

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1. チェムバレン・キャンペーンと穀物法論争 | 4. コブデン・クラブの19世紀イギリス像 |
| 2. 「飢餓の40年代」, 「大きいパンと小さいパン」 | 5. チェムバレン・キャンペーンとイギリス経済学界 |
| 3. チェムバレンの19世紀イギリス像 | |

1. チェムバレン・キャンペーンと穀物法論争

イギリスにおける穀物法の廃止は1846年におこなわれたと一般にいられている。厳密にいうと、1846年に決められたのは、(1)従来のスライディング・スケール（穀物価格の変化とともに輸入関税を変化させるシステム）を修正・緩和し、この緩和された関税率を3年間継続したうえで、1849年からはそれを廃止し、その後は小麦1クォーターにつき1シリングの登録関税を課すこと、(2)ただしイギリス植民地産の小麦については、1846年の時点でただちに1シリングの登録関税を適用すること、であった¹⁾。ともかくもこうして事実上の穀物の自由輸入がおこなわれるとともに、植民地産小麦と外国産小麦とを区別し、植民地産小麦を優先するという重商主義政策以降維持されてきた植民地特惠 colonial preference は、1846年以降も49年までは継続されたが、49年以降はついに廃止されることとなったわけである²⁾。

そして1849年において残された1シリングの登録関税も、グラッドストーン (W. E. Gladstone) 内閣の下で蔵相ロバート・ロウ (Robert Lowe) の手によって1869年に廃止される³⁾。こうしてイギリスは、穀物に関して名実ともに自由な貿易をおこなうに至った。こうした1840年代以降の貿易の自由化がひとり穀物にとどまらず、原材料・半製品・完製品すべてにわたる全般的関税引下げ・自由化政策としておこなわれたことは、よく知られているところである。あるイギリス関税=財政史研究者の言葉をつかえば、1860年のグラッドストーンの関税=財政改革トリチャード・コブデン (Richard Cobden) の活躍による英仏通商条約の締結とを含む1853年から1865年の時期は、まさに「自由貿易の完成」(the completion of free trade) と呼

1) D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws from 1660—1846*, 1930, reprinted 1965, chap. 12. 北野大吉『英国自由貿易運動史』(日本評論社, 1943年), 第13章。

2) J. S. Nicholson, *The History of the English Corn Laws*, London, 1904, pp. 135—138.

3) J. F. Rees, *A Short Fiscal and Financial History of England 1815—1918*, London, 1921, p. 147.

ぶにふさわしいものであった⁴⁾。すなわち、1842年には1052あった輸入関税品目は1860年には48にまで減っており、しかもそのうち関税収入を生んでいた品目はわずかに15にすぎなかった⁵⁾。こうしてイギリスにおける自由貿易運動の歴史をスケッチしたオーガスタス・モングレディアン (Augustus Mongredien) の『イギリス自由貿易運動史』 (*History of the Free-Trade Movement in England*) は、1881年にはこう書くことができた。すなわち、現存する輸入関税品目は15にすぎず、しかもその内わけをみると、タバコ・茶・ワイン等のように国内でまったく生産されていないもの、またスピリッツ等のように国内で生産されていても関税とほぼ同率の内国消費税が課せられているものからなっている、「したがって、イギリスの関税のなかにはほんの一かけらの保護も存在しない」し、イギリスの関税制度は「正真正銘の完璧な自由貿易関税」といってよいのである、と⁶⁾。

ところが、1869年に廃止された穀物の登録関税は1902年に復活される。

1893年以降の海軍費支出の急増と、他方でのいわゆる「社会改革」的支出の増加とのために財政面での圧迫は厳しさを増しつつあったが、事態を一挙に悪化させたのは1899年10月のボーア戦争の開始であった⁷⁾。戦争の長期化は歳入不足を顕在化させ、蔵相ヒックス＝ビーチ (Sir Michael Hicks-Beach) は一方で借入れを増大するとともに、他方では所得税、ビール・スピリッツ・タバコ・茶関税の引上げや砂糖関税の復活・引上げ、さらには石炭輸出税の復活を図ることによって、財政赤字を埋めようとした。そしてそういう歳入増加策のひとつとして1902年4月に提案されたのが、穀物の登録関税の復活なのであった。ヒックス＝ビーチの提案した登録関税は、小麦1クォーターあたり1シリングであり、これによる歳入は265万ポンドと見積られた。こうした登録関税復活に対して議会では、「保護主義への第一歩」だとか「帝国特惠政策の基礎」となるといった批判がなされたが、それはあくまで歳入関税であることがヒックス＝ビーチによって強調され、結局この法案は議会を通過した⁸⁾。

さて1902年7月には統一党ソールズベリ (Lord Salsbury) 首相の引退をうけてバルフォア (A. J. Balfour) 内閣が成立し、蔵相もリッチー (C. T. Ritchie) にかわっていた。そしてボーア戦争終結をうけてリッチーは、1903年度予算から昨年復活された穀物登録関税を廃止することを1903年4月に提案した。こうしたバルフォア内閣の政策に対して反対する主張をおこなったのが、同内閣の植民相ジョゼフ・チェムバレン (Joseph Chamberlain) であった。

つまりチェムバレンの発言は、バルフォア内閣の不統一を露呈させたのであった。そうした

4) *Ibid.*, chap. 5. また吉岡昭彦『近代イギリス経済史』(岩波書店, 1981年)第4章。

5) C. F. Bastable, *The Commerce of Nations*, London, 1892, p. 65.

6) Augustus Mongredien, *History of the Free-Trade Movement in England*, London, 1881, pp. 172—175.

7) 以下の叙述については, cf. J. E. Rees, *op. cit.*, pp. 169ff.

8) William Page ed., *Commerce and Industry*, 1919, reprinted 1968, p. 385.

政治的背景については本稿の対象の外にあるが、チェムバレンの意図は、1902年の穀物登録関税復活を帝国通商同盟——ただしそれは、帝国内自由貿易にもとづく「帝国関税同盟」構想ではなくて、植民地側の現行関税を基礎とする「帝国特惠」にもとづくものであった——実現の手段として使うことにあった⁹⁾。チェムバレンは自らの主張を1903年5月15日のバーミンガムでの演説をもって始めるが、チェムバレンが提起したのは、帝国特惠関税（そして外国産財への報復関税）によってイギリス帝国の結合を強化し「自給自足的」(self-sustaining and self-sufficient) 帝国の形成をめざすのか、それともマンチェスター学派＝「小英国主義者」(Little Englanders) のいう一方的自由貿易を続けて外国による植民地への侵食を座視し、ひいては帝国解体への途を開くのか、という「選択」の問題であった¹⁰⁾。イギリスの経済的繁栄の回復と社会的安定の維持とに対して植民地の果す役割を高く評価し、ポーア戦争時においても植民相の地位にあって帝国主義的膨張策をとってきたチェムバレンには、まさに今こそがイギリス帝国の帰趨を決する重要な時であった¹¹⁾。

さてチェムバレンが提唱した関税改革の具体的内容は、彼が全国キャンペーンを開始した1903年10月6日のグラスゴウでの演説で明らかになった。そこでのチェムバレンの主張の要点はこうである。すなわち、大不況以降のイギリス経済には衰退の兆しがみえており、それは特に工業製品輸出の停滞とその輸入の増加とによって示されている。合衆国・ドイツ・フランス等保護主義をとっている国々への工業製品輸出はこの間大きく減少しているのに対し、植民地・保護領へのそれは急増している。「現時点において帝国貿易は、イギリスの繁栄にとって絶対不可欠である。」そこでもしイギリス本国と植民地との間で特惠関税が成立し、植民地産食糧を自由にイギリスに輸入する一方、外国産食糧に関税を課すならば、また植民地が工業製品輸

9) チェムバレン・キャンペーンの政治的背景と意図については、関内隆「チェムバレン・キャンペーンにおける「特惠」と「保護」——「運動基盤」ならびに「政策構想」展開をめぐる一試論——」『岩手大学文化論叢』第1輯、1984年を是非参照。また山田昭夫「J・チェムバレンの「生産国」論について——チェムバレン・キャンペーン（1903—1906）年とイギリス社会帝国主義——（上・下）」『札幌学院商経論集』第4巻第2—3号、1988年も示唆に富む。

10) Joseph Chamberlain, *Imperial Union and Tariff Reform: Speeches delivered from May 15 to Nov. 4, 1903*, London, 1903, pp. 1—18.

11) 池田清『政治家の未来像——ジョセフ・チェムバレンとケア・ハーディ——』（有斐閣、1962年）138ページ以下。

なおJ. A. ホブソンの次のようなチェムバレン評価を紹介しておく。「イギリスの帝国主義は、本質的には全部が全部経済上のものでないにしても、その支持する保護貿易の財政制度をば『帝国連合』と称せられる偉大な政治的事業によって隠蔽しようと努めるであろう。保護貿易へ近づくこの道は、実際に1897年におけるチェムバレン氏の奇妙な試みが立証するように、いずれにしても帝国主義によって企てられてきた。南アフリカにおける損害多大な政策に由来する財政的必要の異常に急激な膨張は、単にこの政策を促進し、それに政治的機会を与えているにすぎない。」(J. A. Hobson, *Imperialism, a Study*, 1st ed., 1902, 4th ed., 1948. 矢内原忠雄訳『帝国主義論 上』岩波文庫、1976年、165—166ページ。)

入に関して外国よりもイギリスに対して低い関税を認めるならば、植民地産食糧のイギリスへの輸入とイギリス産工業製品の植民地への輸出とは共に増大し、帝国貿易は大きく拡大するとともに、イギリスの労働者の雇用増が生まれるであろう。しかもこれに加えて、イギリス工業製品に対して高率輸入関税を課している国に対抗して平均10%の報復関税を課せば、労働者の雇用は更に増す。

この場合イギリスが課すべき輸入関税は以下のようである。

- (i)外国産穀物（とうもろこしは除く）に対し1クォーターあたり2シリング、肉類（ベーコンは除く）・酪農品には従価5%の輸入関税を課す。
- (ii)植民地産ワインと果実類に特惠を与える。
- (iii)茶・砂糖・コーヒー・ココアに対する関税の引下げ。
- (iv)外国産工業製品に対し平均10%の輸入関税を課す。この場合、製品の完成度に応じて関税率は上下する。原料には関税を課さない。

以上において、(i)でとうもろこしとベーコンが関税から除かれたのはそれが貧民の必需品となっているからであり、また(iii)の茶等への関税が引下げられたのは、(i)によってたとえ穀物・肉類・酪農品の価格が上昇し生計費に負担をかけるようになったと想定しても、(iii)によってその負担が相殺されるようにするためであった¹²⁾。

こうしたチェムバレンの関税改革案において、当時それが呼び起こした反響からいっても、また結局チェムバレン・キャンペーンを挫折させた要因としても、決定的に重要なのは穀物1クォーターあたり2シリングの輸入関税であった。後に詳しく論ずるが、こうした穀物輸入関税提案は「穀物法の再制定」(reimposition of the Corn Laws)だとか、「新穀物法」(the new Corn Laws)だというレッテを貼られたうえで批判がなされ、さらに〈穀物法下での高い穀物価格→高いパン→小さいパン〉に対する〈自由貿易下での低い穀物価格→安いパン→大きいパン〉という、これまでたびたび言われてきた政治的文句＝「大きいパンと小さいパン」(the Big and Little Loaf) がくり返され、さらに新たに「飢餓の40年代」(the Hungry Forties) というフレーズも加わって、穀物輸入関税に反対する大キャンペーンがおこなわれ、まさに〈穀物法廃止後の穀物法論争〉というべき事態が生じたのであった。そしてこうした事態のなかで、チェムバレンの関税改革運動は挫折してゆくことになる。

エリ・アレヴィ (Eli Halévy) は、チェムバレン提案のなかで穀物輸入関税がもった象徴的意義についてこう書いている。すなわち、「『関税改革』政策は、コブデンの〔反穀物法〕同盟が19世紀中葉のすこし前に世論を結集させてそれに反対させたところの、あの高いパンという政策 (that policy of dear bread) への復帰であった。そして世論は、いま一度それへの反対に立ち上がった¹³⁾。』

12) J. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 19-44.

13) Eli Halévy, *Imperialism and the Rise of Labour*, translated by E. I. Watkin, 1961, p. 330.

本稿は、チェムバレンの穀物輸入関税提案がひきおこした論争をスケッチするとともに、こうした論争が新たな展開をみせて、19世紀後半における自由貿易がイギリス経済に及ぼした影響という問題はもちろんのこと、さらに、19世紀前半における穀物法がイギリス農業・経済に与えた影響という問題についての論争にまで発展していったことを跡づけようとするものである。大不況以降のイギリス経済の相対的地位の低下のなかでも維持されてきた自由貿易政策を、20世紀に入っても継続するのか、それとも帝国貿易の拡大をみこんでそれに修正を加えるのかを問うたチェムバレン・キャンペーンは、他方で、19世紀において自由貿易がもった経済的意義の歴史的な検討という作業を要請したのであった。いつの場合でも同じであろうが、20世紀初頭における政策選択も19世紀の歴史的検討を不可欠なものとしたのである。

2. 「飢餓の40年代」, 「大きいパンと小さいパン」

チェムバレンの関税改革案の具体的中身がすべて明らかにされたのは1903年10月はじめのことであったが、食糧関税の必要はすでに5月末の議会演説で表明されていた。ところがこの食糧関税への言及は、特に院外において強烈な反応を呼びおこした。『デイリー・メール』紙の連日にわたる「スタマック・タックス」(Stomach Tax) 批判キャンペーンがその好例であり、こうした食糧関税(特に穀物関税)への批判は世論の動向に大きな影響を与えたようである¹⁴⁾。チェムバレンは9月9日付の首相バルフォア宛の手紙で、「高いパンという言い旧されたスローガン(the old cry of the dear loaf)がやや無節操に利用されています。この問題についての公けの議論が十分になされていない現状においては、深刻なダメージが生まれていることを認めざるをえません」と書き¹⁵⁾、反穀物法同盟(the Anti-Corn Law League)の運動以降流布したこの政治的フレーズの効力を認めている。また9月12日付の書簡にも同様の懸念が表明されている。すなわち、「高いパンというスローガンは私が予想したよりはるかに大きな成功をおさめています。われわれがそれを抹殺できれば敵の論拠を覆すこともできるのですが、労働者階級の中に巣食う迷信を除去することは、なかなか困難なように思われます」と¹⁶⁾。

穀物関税に対するこうした世論の嫌悪の感情は、じつは首相バルフォアが最もよく認識したところであった。バルフォア自身、従来イギリスがおこなってきた一方的自由貿易政策が諸国の不公正な関税やダンピングを抑える力をもたず、こうしてイギリス経済に打撃を与えていることを憂慮し、そうした事態を打開して世界市場において「イギリスの公正なシェア」を占めるための方策として交渉=報復手段の必要を強調したし、母国と植民地との間の一層緊密な関

14) 関内隆, 前掲論文, 115ページ以下。

15) Reprinted in T. L. Gilmour ed., *All Sides of the Fiscal Controversy*, London, 1903, p. 308.

16) Julian Amery, *Joseph Chamberlain and the Tariff Reform Campaign: The Life of Joseph Chamberlain*, vol. 5, 1969, p. 269.

税上の結合の意義も理解していた¹⁷⁾。だが穀物関税をそうした交渉＝報復手段として、また帝国特惠の手段として用いることは、彼にとってはとても出来ない相談であった。すなわち「イギリスの世論の現状では、食糧への税の機は熟していない」。穀物関税への嫌悪は、論理だとか理性をこえて、歴史的に形づくられ、またほとんど永続的にひきつがれるような「感情」なのである。「小麦の値段が1クォーターあたり70, 80また100シリングもした時代に、イギリスの労働諸階級が、そして特に農業労働者が耐え忍んだ貧困の記憶が、穀物税の廃止という問題と実際のところ結びつけられてきたのである——自分としては、こうした貧困と穀物税との結びつけは歴史的にみてほとんど正しいとは思われないけれども——。こうした結びつけは国民の想像力のなかに歴史的に焼き付けられてきたものである。それは、どんなに論理的に説明しても、どんなに確固とした議論をしても、どんなに雄弁な演説をもってしても、消すことのできないものである。」したがって、穀物関税は「現実のポリティクス」としては使えない（バルフォアのシェフィールドでの演説。1903年10月1日¹⁸⁾）。

バルフォアのいうように、国民感情として穀物税への嫌悪が歴史的にうえつけられているとすれば、チェムバレンの関税改革案に反対する陣営がその国民感情に訴えないはずはない。政界でのチェムバレン批判は、とりわけこの穀物関税に集中された。いくつかの例をあげておこう。

C. T. リッチー（統一党自由貿易論者。1903年に穀物登録関税を廃止した蔵相） チェムバレン提案は、この60年間のイギリスの通商政策上の「最大の革命の一つ」だ。1902年の穀物登録関税復活はあくまで戦争のための手段にすぎない。食糧関税ははじめはどんなに低率でも、過去の例からわかるように必ず引上げられていく。問題はこうだ。「あなたがたは、国民のパンと肉への税に同意するののか。」（1903年10月9日の演説¹⁹⁾）

サー・H. フォウラー（Sir Henry Fowler. 自由党。Liberal League の副総裁） チェムバレン提案は「穀物法の再制定」だ。パンへの税は最貧困者を直撃する「最悪の税」だ。「わが祖先たちは、保護についての経験から自由貿易を採用した。彼らは保護が何を意味するのかわかった。彼らは、保護がどんな悲惨と貧困をイギリスに課したのかわかった。彼らは、保護がいかに税を重くし、利潤を減らし、貿易を害したのかわかった。」（1903年10月12日の演説²⁰⁾）

ローズベリ伯（The Earl of Rosebery. 自由党。Liberal League の総裁） 帝国を結ぶ絆は、特惠関税ではなくて植民地に供与する信用だ。特惠関税といっても、食糧だけでは、例え

17) バルフォアからチェムバレン宛の書簡（1903年9月16日付）。Reprinted in Gilmour ed., *op. cit.*, p. 309; A. J. Balfour, *Economic Notes on Insular Free Trade*, third impression, London, 1903, pp. 23, 29—31.

18) Gilmour ed., *op. cit.*, pp. 22—23.

19) *Ibid.*, pp. 75, 78—79, 86.

20) *Ibid.*, pp. 88, 97—98, 101.

ばオーストラリアのような羊毛輸出国には利益にならない。チェムバレンが重視するカナダにしても、第一の輸出品は木材なのだ。「正気な閣僚で、食糧・原材料への税を提唱する者がいるとは信じられない」。「保護の下での飢餓状態」に戻るのかどうか！（1903年10月13日、11月7日の演説²¹⁾）

サー・H. カムベル＝バナマン (Sir H. Campbell-Bannerman, 自由党党首) 「幸いなことにチェムバレンの政策は、食糧関税問題で頓挫する。国民は決して食糧関税を認めないであろう。」(1903年10月15日の演説²²⁾)

ジョン・モーレー (John Morley, 自由党) 1846年以前のランカシャの状態を知るためにはディズレリの『シヴィル』とガスケル夫人の『北部と南部』を読むといい。穀物法の下での農業者の状態は不安定極まりなかったし、農業労働者の賃金は「最低点」にまで下がっていた。「彼らは悲嘆にぐれ、消沈し、絶望の淵に立っていた。」だが自由貿易の実施以降、国民の豊かさは大きく増している。この25年の間に必需品価格は30%下がったのに、賃金は15%上がっている。「小さいパンを大きいパンにとりかえたことが重大な誤りだというなら、それをチェムバレン派の人々に証明させよう。」チェムバレンがあなたがたに支持を訴えているのは、まさに「新穀物法」なのである(1903年10月19日の演説²³⁾)

サー・W. ハーコート (Sir William Harcourt, 自由党) 保護の最盛期であった1842年のイギリスの状態はどうであったか。あらゆる産業部門で不況が続き、労働者の苦況は広がっていた。「工業者には市場がなく、船舶には積荷がなく、資本には投資先がなく、貿易をしても利益があがらず、そして農業者は高地代と穀物輸入を制限する穀物法という制度の下でもがき苦しんでいた。そして「飢えた人々は、穀物法の不正さに十分に気づく」ようになっていた。「これこそが、今あなたがたが戻るべく誘われている『古き良き時代』の保護の結果なのである。」(1903年10月31日の演説²⁴⁾)

以上の政治家たちの穀物関税批判のなかで、穀物法の下での貧困＝飢餓の存在が強調されていることは、容易にみとれる。首相バルフォアが十分に理解していたように、貧困＝飢餓と穀物法との結びつけという歴史的に形づくられてきた国民のイメージにねらいをさだめた訴えが、精力的におこなわれているのである。そして1904年には、「飢餓の40年代」という新しいフレーズが流布されて、貧困＝飢餓と穀物法との結びつけは一層強化される。リチャード・コブデンの娘コブデン・アンウィン (Mrs. Cobden Unwin) が序文をつけて、穀物法下での苦しい生活を体験した人々の話をあつめた書物『飢餓の40年代』(*The Hungry Forties; Life under the Bread Tax*, London, 1904) が出版されたのである。

21) *Ibid.*, pp. 106, 114—116, 296—297.

22) *Ibid.*, p. 127.

23) *Ibid.*, pp. 145, 147, 150.

24) *Ibid.*, p. 238.

この書物の扉には、保護の下での飢えた人々と自由貿易の下での豊かな食事を楽しむ人々とを描いた絵が配され、更に序文の前ページには、コブデンの手紙からとられた自由貿易の下での大きなパンと保護の下での小さなパンの落書きが挿まれている。そして第1—6章にわたって、穀物法下での飢餓と自由貿易下での生活の向上についてのイギリス各地からの手紙・証言が並べられ、第7章では自由貿易論者ブルーム・ヴィリアーズ (Brougham Villiers) によって、以上の証言はチェムバレンの率いる「関税改革論者」に対する強力な反対となることが結論されている²⁵⁾。以上の簡単な紹介からもわかるように、『飢餓の40年代』というタイトルにもかかわらず、飢餓は決して40年代に限定されて述べられているのではなくて、むしろ穀物法(の存在した19世紀前半)に結びつけられているのであって、当然にそれとの対応において、自由貿易(の存在した19世紀後半)と繁栄とが結びつけられることになる。この点を最もはっきりと示す文章を引用しておこう。「憎むべき穀物法の廃止以前においては……日常生活に関するあらゆる種類の食料品の価格は現在よりも2倍も高かった。……だが、自由貿易の確立以降、あらゆる必需品の価格は下がり、貧民たちが以前は手にすることができなかった多くのものを入手する途が開けてきた²⁶⁾」。

この『飢餓の40年代』は1904年に初版がでて以降、05年には普及版が、10年には要約版が、そして12年には——後に詳しく述べるが、自由貿易政策の普及をめざして1866年に結成され、精力的に反チェムバレン・キャンペーンを推進したコブデン・クラブ (the Cobden Club) によって——廉価版(11万部印刷)が出るという具合に広く普及し、この言葉は経済史上の用語としては疑問がもたれながらも²⁷⁾、一般には定着していった。たとえば、関税改革批判の著作をいくつも書き、コブデン・クラブからもパンフレットを出版したJ・M・ロバートソン (J. M. Robertson) の『自由貿易』(1919年)によると、「穀物法の廃止後の世代のなかでは、『飢餓の40年代』は日常つかい慣れた言葉 (a household word) となった。それ程までに、1846年に至る10年間の貧困は厳しかったのである」と述べられ、この言葉の起源の古さが指摘されるに至っている。そして更にロバートソンは、「飢餓の40年代」という言葉が決して40年代に限られる必要はなく、むしろ穀物法廃止までの19世紀前半に妥当することを自覚的に主張している。すなわち「『飢餓の40年代』という言葉を生んだものは、それに続いた〔自由貿易下での〕良き時代に記憶されていたあのひどい困窮であった。しかしながら、この言葉は実際には〔19世紀の穀物法下の〕全40数年間にあてはまったであろう」。歴史的に調べてみると「10年代も、20年代も、30年代も、平均すれば40年代と同じくらい悲惨であったことがわかる。なのにこの言葉が生まれたのは、コブデンに教育された多数の工業者たちが、保護は祝福ではなくて害毒

25) Mrs. Cobden Unwin, *The Hungry Forties*, 1904, p. 273.

26) *Ibid.*, p. 136. 傍点は引用者。

27) 矢口孝次郎氏によると「この用語は経済史上の妥当な用語とはいえない」(「いわゆる『飢餓の40年代』について」『経済論集』(関西大学) 第20巻第3号, 1970年, 261ページ)。

であることを認識するようになったのが、また、サー・ロバート・ピールが〔アイルランドの〕差し迫った飢饉に直面してランディド・インタレストのなお強力な反抗にもかかわらず、穀物法を廃止したのが40年代だったからにすぎない」と²⁸⁾。

ともかくこうして、チェムバレンに反対する側での政治的宣伝は、「大きいパンと小さいパン」、「高いパン」、「飢饉の40年代」というフレーズを用いながら、穀物法が存在した19世紀前半全体を貧困＝飢饉、不況というように、暗黒に——他方では、自由貿易下の19世紀後半全体をバラ色に——描こうとしたのであった²⁹⁾。そうであれば当然に、チェムバレンの側ではこうした政治的宣伝を打破する必要が生ずる。そしてそのためには、穀物法下の19世紀前半は飢饉・不況という、また自由貿易下の19世紀後半は安いパン・繁栄という「世論の幻想」(popular delusion) を否定しなければならない³⁰⁾。こういった意図がもっとも良くあらわれているが、1903年11月4日になされたチェムバレンの地元バーミンガムでの演説であった。

3. チェムバレンの19世紀イギリス像

1903年11月4日の演説でチェムバレンは、穀物法下のイギリス経済の状態について、また穀物法廃止の与えた影響について、重大な反論を試みた。以下その内容をみておこう。

現在、自分の穀物関税提案に反対する人々の論法はこうである。19世紀前半にはイギリスはひき続く低落の状態にあり、ついに国民は「未曾有の困窮と飢えの状態」にまで陥った。その

28) J. M. Robertson, *Free Trade*, London, 1919, pp. 65, 68.

29) ここで、1903年に公刊されたW. H. マロック (W. H. Malloch) の「大きいパンと小さいパンの神話」(The Myth of the Big and Little Loaf)と題する論説から次の文章を引用したい。——「大きいパンと小さいパンという問題の神話を簡単に示せばこうである。穀物法の廃止以前は、イギリスでは不定の期間にわたってパンの値段は非常に高く、貧民階級は慢性的に半飢饉の状態にあった。他国の船舶は穀物を積んで、しかもほんの名ばかりの価格で売ろうとしてイギリスの港のまわりをうろついていた。ところが、どの港にも土地利害という怪物がいて、かくも大量にある穀物をこの欠乏に悩んでいる岸辺に陸揚げさせないようにしていた。こうして、イギリスのやつれ果てた労働者たちは、泣きながらまともな子供たちを横眼でみながら、この人為的につくられた飢饉(an artificial famine)の恐怖を定めと思ひあきらめていた。他方、太った農業者たちはたらふく食物を詰めこんでいたし、地主たちは狩猟に享じていた。だがついに、一般には自由貿易と呼ばれる聖ジョージ——それはブライト、コブデン、ピールという三つの頭をもつ聖徒であった——が突然に怪物をやっつけた。そして悪魔の呪いは解かれた。港のまわりをうろついていた穀物は喜びにわきかえる港に流れ込んだ。土曜の夜には旧型の時計の大きさしかなかった小さいパンが、日曜の朝には大きなフットボールの大きさにまでなった。やせ衰えていた労働者たちはごちそうにありつき、泣いていた子供たちは歌い祝った。」(Fortnightly Review, no. 444, new series, 1903, p. 893.)

30) したがって、例えば、食糧・原料の外国依存の危険を強調し、「自給帝国」形成の必要性を説く『ブラックウッズ・エジンバラ・マガジン』の一論説からすれば、チェムバレン・キャンペーンは、マンチェスター主義がおしすすめた流れに対する「反革命の開始」であり、「1846年の安いパンというヒステリー(the cheap loaf hysteria of 1846)がおちいったみじめな結末」を表わすものなのであった(A Self-Sustaining Empire, *Blackwood's Edinburgh Magazine*, vol. 174, 1903, pp. 147, 158)。

原因はあげて、穀物法・高いパン・保護主義にあった。ところが、「穀物法が廃止されると全ては魔法のように変わった」。直ちに食糧は安くなり、飢えは解消し、イギリスは「大繁栄(great and universal prosperity)の時代」に入った。そうさせたのは、すべて自由貿易のおかげである、と。

だが「これは世論の幻想」にすぎない。穀物法が廃止されるまで、イギリスは貧困と飢えの状態にあったのか。また、イギリスはその繁栄と貿易とを失いつつあったのか。そうではない。穀物法廃止の前においても——特に1830—41年をとりあげたいが——、イギリスは保護の下で「大きな繁栄」を享受していた。もちろん、その繁栄は現在のそれと比べることはできないが、当時の他国と比べれば明らかにそれは「第一級」のものであった。イギリスは「世界経済の絶対的な支配権 (the absolute commercial supremacy of the world) を得た」のである。つまり、「穀物法廃止以前の保護制度の下で、イギリスは世界市場の支配権を確保していた」のであった。確かによく例にだされるように、1841年に恐慌がおこり苦況が広まったが、それはあくまで循環的なものであり、自由貿易をとろうが保護をとろうが、どこの国でも起こるものなのである。だから、そうした苦況は決して高いパンが生んだものではない。その時期のパンの値段は、穀物法廃止後よりずっと安かったのである。むしろ41年の恐慌は、イギリスが「世界の工場」となり、生産を急激に増大させ、世界の需要を上廻ったことによって生じたのである。そして1842年をすぎると、再び好況に転じ、雇用も増し繁栄が広まった。ところが1845年の秋に、アイルランドでのジャガイモ凶作から飢饉が生じ、凄じい程の悲惨を体験した。しかしながら、(1)ジャガイモ凶作は穀物法のせいではない、また(2)その時の穀物価格が穀物法廃止の原因ではない。1846年の小麦1クォーターの平均価格は54s. 8d.であったが、それは穀物法廃止後の10年間の平均価格(55s. 4d.)より低かったのである。以上から次のことを指摘できる。すなわち、(a)高いパンが穀物法廃止の原因ではなかった、(b)穀物法廃止は直ちにパンの価格を下げなかった。

なるほど穀物法廃止後25年にわたって(1870年代はじめまで)イギリスは「未曾有の繁栄」を続けた。しかし「その繁栄は穀物法の廃止とはまったく何の関係もないし、また自由貿易の導入ともほとんど関係を有しないのである。」繁栄の原因は別のところにある。繁栄は、カリフォルニア・オーストラリアでの金鉱の発見、幾つもの発明、鉄道・汽船網の大発展といったことが世界貿易に全般的刺激を与えたから生じたのである。だが1870年代はじめまでとはいえ、どうしてイギリスは他の国々よりも大きな繁栄を享受することができたのか。それは、それまでの保護主義の下でイギリスが世界市場の支配権を握っていたからに他ならない。つまり、世界貿易に全般的な刺激が与えられたこの時期において、それ以前の保護主義のおかげで「ひとりイギリスだけがこの大きなブームを利用できる立場にいた」からこそ、「未曾有の繁栄」を享受できたのであった³¹⁾。

31) J. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 178—183.

以上で、19世紀前半のイギリス経済についてのチェムバレンの理解は明らかである。すなわち、それは決して暗黒に描かれるべきものではない。それまでの——チェムバレンは18世紀の重商主義政策に直接には言及していないが、これは19世紀イギリス像が問題の焦点になっていたためだと思われる。19世紀前半を「保護制度」と呼ぶチェムバレンが、18世紀の保護主義を19世紀前半の「保護制度」から切り離す必要はないと筆者は判断する——「保護制度」のなかでイギリスは「世界の工場」となり、「世界市場の支配権」を握っていたのであり、19世紀前半はむしろ繁栄の時期と呼んでいいものであった。更にチェムバレンは、1841・45年の穀物価格が穀物法廃止後のそれよりも低かった事実を指摘することによって、穀物法下でも「高いパン」が決して常態ではなかったこと、また穀物法廃止は直ちに「安いパン」を生まなかったことを主張したのだから、少くとも彼の主観においては、「世論の幻想」は打破されたのであった。

さて、上に示した19世紀前半のイギリス経済についてのチェムバレンの理解に、大不況以降のイギリス経済についての悲観論（この点は、すでに示した1903年10月6日の演説からも窺える）をつなげると、彼の19世紀全体のイギリス経済像が出来あがる。チェムバレンは1903年10月20日のニューカッスルでの演説で、1870年代はじめを境にしてイギリスの貿易構造に変化が生じたことを指摘した。すなわち、穀物法の廃止後25年の間はイギリスは世界の「工業中心地」であり、工業製品を輸出し食糧・原材料を輸入していた。ところが「現在ではイギリスは、こうした工業支配権という地位を維持できなくなっている。」アメリカ・ドイツをはじめ各国は保護政策によって工業力を伸ばしており、イギリスの工業製品輸入は日に日に増加し、他方で石炭を中心とする原材料輸出が増している。とりわけ、保護政策をおこなっている諸外国への輸出は減少しており、全輸出額も1870年代はじめからこの30年間ほとんどふえていない。この30年間に生じた「イギリスの貿易と工業に関するこうした大変化」は、はっきりと数字にあらわれている。イギリスの工業製品輸入額は、1872年には6300万ポンドだったのが、1902年には1億4900万ポンドにも増加している。他方この間に、保護主義諸外国への工業製品輸出額は600万ポンド減っているのである。工業製品の輸入増・輸出減は、イギリスの主要産業である綿織物・鉄鋼・毛織物工業に打撃を与えている。さらに、「イギリスの最大の産業部門であった農業は、実際破壊された」。こうして現在、人口の約1/3にあたる1300万人が「十分な食糧も与えられずに飢餓線上にいる (on the verge of hunger)」といわれている。彼らが十分な食糧をとれないのは、パンが高いからではない。「十分な雇用」がないからである³²⁾。——この場合、チェムバレンが人口の1/3もが飢餓線上にいると述べて、19世紀前半における穀物法の下での貧困＝飢餓の存在を強調する議論に対抗して、自由貿易を継続してきた現在においてこそ貧困＝飢餓が広範に存在することを指摘した際に、おそらく彼の念頭にあったのは、チャー

32) *Ibid.*, pp. 73—74, 79, 83—84.

ルズ・ブース (Charles Booth) によるロンドンにおける貧困の調査 (*The Life and Labour of the People of London*, 17vols, 1902—03) であった。ブースの調査によると、ロンドンの住民の30%以上が「貧困線」以下の生活をしてきた³³⁾。

さて、こうしたイギリスの貿易・工業の大変化が国内での雇用を減退させているという場合、チェムバレンが念頭に置いていたことはイギリス経済のレントナー化という事実であった³⁴⁾。彼によると、とりわけ1883年から合衆国・ドイツ等保護主義国との経済的競争は激しさをまし、イギリスの経済構造の変化は一層加速化しているが、もしこうした事態が更に継続すれば「イギリスは通商上の支配権を失うばかりでなく、わが国の全体的性格 (the whole character of this country) も変化することになるだろう」。すなわち「次の世代のうちに、イギリスは熟練労働者の住む工業国 (an industrial country) というよりも、一方では富裕な消費者と他方では[生産よりも]分配の仕事に従事する人々からなる人口のより小規模な分配国 (a distributive country) になるであろう³⁵⁾。」この場合の「富裕な消費者」とは、金利生活者のことであり、「分配国」とは「金融国」のことである。すなわち、「[貨幣資本の] 所得で生活する資本家」は——自由貿易論者がいうように——「最も安い市場で買う」ことに関心がある。というのは「彼は何も生産しない」からである。「彼は自分の貨幣を外国に投資しその利子で生活できる」。確かにそれで、彼はもっと豊かになるかもしれないが、国全体はそうではない。国内で生産がなされなければ、雇用はなく、賃金労働者の生活の悪化は必至である。「こうした事態こそ、私が抗議していることなのである³⁶⁾」。そしてチェムバレンは、シティの利害がイギリス製造業のそれと乖離する可能性を示唆している。すなわち「銀行業はわれわれの繁栄の創造者ではなくて、その創造物である。それはわれわれの富の原因ではなくて、富の結果である」。だが

33) ブースは1903年の「関税問題」と題する論説で、自由貿易主義が生産要素の移動から生ずる「摩擦のコスト」を考慮しないことを批判し、「国民多数の、そして少なからぬ貧民の利益は、食糧の安価よりも雇用の安定にある」ことを強調し、チェムバレン提案への支持を表明した (C. Booth, *Fiscal Problem*, *National Review*, vol. 42, 1903, pp. 687, 699)。

後にもふれるが、トロント大学、ハーヴァード大学を経て、1901年からバーミンガム大学商学部教授の地位にあったウィリアム・アシュレイ (William Ashley) は、チェムバレンの関税改革運動を支持し、『関税問題』と題する著作を1903年に出版した。そこでアシュレイは、イギリスの従来からの基幹産業の製品輸出が減退する一方で、「比較的新興の製造業、それも低級で安価な都市の労働 (low-grade and cheap town labour) の生産物」の輸出が増加している事実に関心感を表明している。すなわち、ブースらの発見した貧民はまさにこうした低級で安価な都市労働者なのであって、彼らが新興の製造業の担い手であった (W. Ashley, *The Tariff Problem*, London, 1903, pp. 192—194)。アシュレイの経歴・活動については、西沢保「アシュレイ、ヒュインズ、『イギリス歴史学派』をめぐって」(『経済学雑誌』第89巻第3・4号, 1988年)をみよ。

34) 以下については、山田昭夫、前掲論文(上)49—51ページから多くを学んだ。

35) 1903年10月21日のチェムバレンの演説。Chamberlain, *op. cit.*, pp. 109—110.

36) 1903年10月7日のチェムバレンの演説。Ibid., p. 54.

「以下のように言われている。シティは世界における最大の分配機関であり、それが国産製品あるいは外国産製品を分配するかは、それらが手数料を支払う限りは、シティにとって重要ではない。……シティは世界の金融の中心であり、イギリスの製造業の運命は二次的考慮の問題である。もしロンドンのシティが、現在のように世界の手形交換所でありつづけるならば、その工場がどの国であってもよい、と³⁷⁾」。

以上で、19世紀全般にわたるイギリス経済についてのチェムバレンの理解は明らかになった。19世紀前半は決して飢餓の時代ではなく、むしろ繁栄の時代であり、この時期にイギリスは「世界の工場」としての地位を固め、1870年代はじめまでの「未曾有の繁栄」を享受する生産力的基礎をつくったのであった。だが事態は70年代から変化しはじめる。工業製品輸入の急増が事態を象徴するように、イギリスの「工業支配権」は終りを告げ、イギリスは「工業国」から金融国へと変わりつつある。こうしたなかで、経済は全体として停滞し、さらには衰退の兆しをみせつつあり、現在多数の国民が「飢餓線上」にいるのである。こうしてみると、チェムバレンは19世紀イギリスを三つの時期にわけていることがわかる。すなわち、第Ⅰ期—1846年の穀物法廃止まで。第Ⅱ期—1846年から1870年代初頭まで。第Ⅲ期—1870年代初頭以降。そして、貿易政策の点では第Ⅰ期（保護）と第Ⅱ・Ⅲ期（自由）というように区別されるが、工業力を中心とした経済状態の点では第Ⅰ・Ⅱ期（繁栄）と第Ⅲ期（停滞）というように区別される。このように貿易政策面での区分と経済状態の面での区別とが一致しないことこそが、「世論の幻想」を真向うから否定するチェムバレンの19世紀理解の特質だったのである。逆に、「世論の幻想」を支える19世紀理解の特徴は、保護（穀物法）の下での貧困と自由貿易の下での繁栄とを対比させて、政策面での区分と経済状態の面での区別とを直接に一致させ、そうして政策面での変化（保護から自由貿易へ）が経済状態の変化（貧困から繁栄へ）をもたらしたと主張することに、また政策面での反対の変化（自由から保護へ）は経済状態の反対の変化（繁栄から貧困へ）をもたらすと主張することに求められるであろう。

4. コブデン・クラブの19世紀イギリス像

以上みた、チェムバレンの19世紀イギリス経済理解を全面的に否定する意図で書かれたのが、コブデン・クラブの『事実と虚偽。チェムバレン氏へのコブデン・クラブの回答』(*Fact versus Fiction: The Cobden Club's Reply to Mr. Chamberlain*, London, 1904)であった。コブデン・クラブは、リチャード・コブデンの死(1865年)の翌年、コブデンの遺志を引継いで自由貿易思想・政策の普及のために、T. B. ポッター (Thomas Bayley Potter) を会長として結成された。当初の委員には、J. ケアード (James Caird), J. ブライト (John Bright), J. S. ミル (J. S. Mill), H. フォーセット (Henry Fawcett) 等の名もあった。さらに当初の会員に

37) 1904年1月19日のチェムバレンの演説。J. Amery, *op. cit.*, vol. 6, pp. 535—536.

は、ソロルド・ロジャース (Thorold Rogers), クリフ・レズリ (Cliffe Leslie), ヘンリー・シジウィック (Henry Sidgwick), W.E. グラッドストーン, G. J. ゴッシェン (G. J. Goschen) 等がいた。クラブの活動で特筆すべきなのは、1870年代末からの「互恵主義」(Reciprocity) 運動や「公正貿易」(Fair Trade) 運動に反対するために、多数の本・パンフレットを出版・普及したことであり、その中には幾度も版を重ねた以下のものもある³⁸⁾。

Augustus Mongredien, *Free Trade and British Commerce*, 1879.

Do, *History of the Free Trade Movement in England*, 1881.

T. H. Farrer, *Free Trade versus Fair Trade*, 1881.

I. S. Leadam, *What Protection does for the Farmer and Labourer*, 1881.

さて、1846年以前のイギリスの状態を全体としてむしろ繁栄ととらえるチェムバレンの「新解釈」は、コブデン・クラブにとっては、「歴史の改ざん」(a travesty of history) に他ならなかった。また、1870年代初頭以降現在までを、1846年以降の25年間とは区別して、停滞・衰退ととらえることも、「不正確な歴史の見方」というべきであった。つまり、チェムバレンの19世紀理解に対するコブデン・クラブの批判は、19世紀の時期区分でいえば、第Ⅰ期(1846年まで)と第Ⅲ期(1870年代初頭以降)とに向けられているのであって、第Ⅱ期(1846年から1870年代初頭まで)に関してはチェムバレンも「未曾有の繁栄」ととらえている以上——そうした繁栄の原因として自由貿易政策の実施を強調しない点で、また穀物価格の下落を軽視する点で、批判は免れないもの——、批判の重点としては副次的なものであった。

さて第Ⅰ期(1846年まで)の理解についてであるが、(i)大衆の貧困が否定されていること、(ii)イギリスが世界市場で「支配権」を確保していたと主張されていること、が批判される。(i)については、サー・スペンサー・ウォルポール (Sir Spencer Walpole) の『イギリス史』(*History of England*) や、コブデン、マコーレイ (Lord Macaulay), 更には女王の演説、また1838年のマンチェスター商工会議所の議会請願を典拠にして、貧困の存在が確認されている。例えばウォルポールは、「1815年から1842年にかけて下層階級の悲惨は絶えることなくその程度を増し、ついに42年にイギリスの困窮の波はその頂点に達した」と書いている。更にコブデン・クラブが強調するのは、他ならぬチェムバレン自身が1885年には、「公正貿易」運動や「互恵主義」運動による保護主義への回帰と対決して、穀物法廃止前の大衆の貧困を指摘し、「保護が国民を飢えさせ」「イギリスは革命の瀬戸ぎわに立たされていた」と述べていたことであった(1885年4月28日のチェムバレンの演説)——じつは、チェムバレンは1880年にコブデン・クラブの会員になり、少くとも1892年まではその籍にあった³⁹⁾——。ついで(ii)の、保護制度下でイギリスが世界市場の支配権を握っていたという点については、1838年のマンチェス

38) *A History of the Cobden Club*, written by Members of the Club, London, 1939, chaps. 1

— 3.

39) *Ibid.*, pp. 36—37, 83.

ター商工会議所の議会請願がそれを否定する論拠としてまずあげられる。すなわち38年の請願は、ヨーロッパ大陸での綿工業の急激な拡張がイギリス産綿製品の輸出を減退させていること、とりわけザクセン地域での急成長が脅威を与えていることを訴えたのであった。更に、イギリスの輸出額の記録をみると、ピールの第一次関税改革（1842年）までの停滞は明白であった。

イギリスの年平均輸出価額（千ポンド）

1816—20年	40,315	1843—48年	56,742
1821—24年	37,250	1849—53年	75,245
1825—30年	35,930	1857—59年	98,900
1831—35年	40,500	1860—64年	132,400
1836—42年	50,011		

また対照的に、自由貿易実施後の輸出額の伸びも明白であった。ともかくこうして、保護制度下でのイギリスの世界市場の支配という主張は否定されねばならないのであった⁴⁰⁾。

次いで第Ⅲ期（1870年代初頭以降）に関するチェムバレンに対する批判をみてみよう。まず第一に、チェムバレンがこの30年間イギリスの輸出額は停滞していたという場合、起点が1873年におかれていることが問題である。この年は、普仏戦争の結果大陸でのイギリス工業製品需要が大きく増加した年であり、しかもフランスからドイツへの賠償金支払や諸国での鉄道建設ブームと重なって、物価が大きく上昇したのだった。例えば、石炭価格の300%上昇をはじめとして、イギリスの主要輸出品の綿・鉄・羊毛の各製品価格も大きく上昇し、その結果、輸出額も大きく増した。一言でいうと、「1872年には異常な貿易ブームが生じた」のである。こうした「アブノーマル」な年を基準としてその後の30年間の輸出額の停滞を結論することは——チェムバレンによると、この間に人口は30%増加したのに輸出額は7.5%しか増えていない——「公平ではないし非科学的」である。すなわち、1871—75年の平均物価水準からみれば、1876—80年のそれは約20%も下落しており、また1896—1900年のそれは50%も下落しているから、次表の左欄のようなイギリスの輸出額（100万ポンド）も、1873年の価格水準で換算すると右欄の如くなる。

1873年	255	255
1883年	240	295
1893年	218	329
1902年	278	416

つまり、1873年以降の物価の大きな下落が「貿易の実質的な前進」を完全におおい隠しているのである。そして、合衆国・ドイツ等保護主義諸国へのイギリス工業製品の輸出が減退しているといわれる場合にも、同じ事がいえる⁴¹⁾。

40) 以上, *Fact versus Fiction*, 1904, pp. 6—10, 33—34.

41) *Ibid.*, pp. 36—42.

ついで第二に、この第Ⅲ期におけるとりわけ労働者階級の生活状態の上昇をチェムバレンは見えていない。彼らの消費・雇用・貯蓄のどれをとっても大きく向上している。貨幣賃金が大きく上昇しているのに、物価の下落は著しいのである。更に労働者以外の生活向上も、所得税収や相続税収からみて明らかである。結論すると、「あらゆる点からして、この30年間（たとえ南ア戦争の2年間をそこに含めても）の前進と改善は、1846年の自由貿易採用後の25年間のそれと同様に大きかった。」そして、労働者階級の状態の改善の「主要な原因」が食糧の自由輸入であったことは疑いない⁴²⁾。

以上のコブデン・クラブの反論の意味するところは明らかである。穀物法下の第Ⅰ期はやはり貧困の時代であり、イギリス工業の支配権もとても十分なものではなかった⁴³⁾。また1870年代はじめ以降の第Ⅲ期は——もちろん景気変動の波はあるにせよ——全体として繁栄期なのであった。つまり、コブデン・クラブの19世紀イギリス経済像においては、穀物法廃止後から1870年代はじめまでの第Ⅱ期と第Ⅲ期とは共に自由貿易政策が施行された経済状態としても繁栄期であって、両者を区別する必要は全くないのであった。次の文章は、こうしたコブデン・クラブの立場を最も明瞭に示している。すなわち「いづれにせよ、自由貿易が実施され、国全体として〔1846年から1904年までの〕58年にも及ぶ全般的繁栄を経験しただけなく、この25年間にわたって食糧・衣類・その他必要品の低価格という非常に大きな利益も経験したわけだから、歩を戻して1846年以前の状態に戻ろうと試みることは、まさに狂気の沙汰であろう⁴⁴⁾。」そして、このように自由貿易政策と経済的繁栄とを一致させるコブデン・クラブにとっては、(1)穀物法廃止は直ちに安いパンをもたらさなかったし、(2)1870年代はじめまでの繁栄は自由貿易の実施とはほとんど関係がない、というチェムバレンの主張は、容認できないものであった。というのは、チェムバレンのこの主張は、政策転換（保護→自由）が経済状態の変化（貧困→繁栄）を生んだことを否定しているからであった。具体的なコブデン・クラブの反論をここで紹介することは省くが、(1)については、各年ごとの穀物価格について「不公正なグループ分けによって統計操作」がおこなわれていることが批判され、(2)については、自由貿易が繁栄の唯一の原因だとはいえないが、あくまで主原因であることが強調される⁴⁵⁾。

最後に、チェムバレンが特に憂慮した、イギリスが「工業国」から金融＝「分配国」に変化しつつあるという論点については、コブデン・クラブは特別にとりあげることをしなかったが、

42) *Ibid.*, pp. 32, 42—43. 以上みた、第Ⅲ期についてのコブデン・クラブの理解が、現在、大不況の存在を否定する議論のなかのいくつかの論点をすでに提出していることに留意してよい。とりあえず、S. B. Saul, *The Myth of the Great Depression 1873—1896*, 2nd ed., 1985をみよ。

43) 先にも紹介したJ. M. ロバートソンによると、保護の下での工業支配権などというのは「伝説」(the legend) にすぎなかった (J. M. Robertson, *Trade and Tariffs*, London, 1908, p. 130)。

44) *Fact versus Fiction*, p. 62. 傍点は引用者。

45) *Ibid.*, pp. 32—35.

これは、第Ⅲ期において綿織物・鉄鋼・毛織物工業、造船業、そして農業についてさえその破壊なり後退を主張するのは全く誤っているという反論（第11章）によって一応は決着済みだと考えられたのかもしれない。

〔補論〕 チェムバレン・キャンペーンとインド問題

チェムバレンの関税改革運動における一つのウィーク・ポイントが穀物関税にあったことは既述のとおりだが——本稿では詳しく述べることができないが——もう一つのそれはインド問題にあった。チェムバレンが帝国特惠関税をいう場合、その対象とされたのはカナダ・オーストラリア・南アフリカ等の主に自治植民地のことであって、20世紀はじめにおいてもイギリスの帝国向輸出の34%を占め・さらに輸出品目中に綿製品の占める割合が圧倒的に高かったインドは⁴⁶⁾、「チェムバレン氏によっては全くふれられないまま」であった⁴⁷⁾。イギリスの対アメリカ・ヨーロッパに対する貿易収支の赤字は、欧米のインドに対する貿易収支赤字、イギリスのインドに対する貿易収支黒字という形での多角的貿易決済機構の一環をなしており、この中でイギリスのインドに対する貿易収支の黒字は決定的に重要な意義をもっていた。そして、このイギリスの対インド貿易収支の黒字を生むうえで重要なのが、イギリスによるインドへの自由貿易の強制なのであった。この点をコブデン・クラブははっきりと認識して、こうチェムバレンを批判している。

すなわち、イギリス政府はインドに対して自由貿易政策をとるように主張してきた。インド政府が歳入目的で綿製品輸入に対して関税を課した時も、「ランカシャ綿工業者の依頼にもとづいて」イギリス政府は、関税に等しい内国消費税をインド産綿製品に課すべきことを主張した。「こうした措置によって、輸入関税が国内産業への保護の働きをすることが阻止され、ランカシャの綿工業者に害を加えることがなかった」。だが「こうした自由貿易政策は、インドの現地の人々の意向に反して強制されたのである」。そのおかげで現在、イギリスの綿製品生産額の約1/3がインドに輸出されている。これはイギリス国内での消費量と等しいほどである。しかしながら、もしチェムバレン提案を採用してイギリスが輸入関税を課すならば、どうしてインドに内国消費税を課すことを強制できようか！ 内国消費税が廃止されたり、輸入関税が引きあげられたりすれば、それは「イギリス綿工業の破壊を意味するであろう。」したがって、こう結論できる。「われわれが、大ブリテンへの自由輸入の原則を維持する限りは、その原則を帝国全体に——つまり、イギリス議会のコントロールの下にある従属領 (dependencies) に——課すことは正当化される。だがもしわれわれが保護に復帰すれば、それと反対の原則を、嫌がる従属領に対して強制することは不可能であろう⁴⁸⁾。」

46) 毛利健三『自由貿易帝国主義——イギリス産業資本の世界展開』（東大出版会、1978年）第6章。

47) 1903年11月6日のゴッシュェン (Viscount Goschen. 統一党自由貿易論者) の演説。Gilmour, *op. cit.*, p. 290.

5. チェムバレン・キャンペーンとイギリス経済学界

チェムバレン・キャンペーンに対する当時のイギリス経済学界の反響について、すでに古典的といえる地位を得た論説⁴⁸⁾を書いたA. W. コッツ (A. W. Coats) は、19世紀末から20世紀はじめにかけては、外国との競争の増大、貧困・失業問題への国民の自覚の進化、帝国主義と社会改良との結合の強化といった、チェムバレン提案が受容されるためには好都合な条件が出揃っていたにもかかわらず、労働者階級の主要な組織がチェムバレンの訴えを拒否したことを指摘している⁵⁰⁾。食糧関税への国民の反感は、それほどまでに強かった。チェムバレン提案が世論の関心を集めているなかで『19世紀イギリスにおける法律と世論との関係』(*Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 1905) を著した A. V. ダイシー (A. V. Dicey) は、1846年の穀物法廃止時の世論についてこう書いている。すなわち「保護貿易制度は、パン税と同一視されうる時、したがってそれが甚しい誇張なしに飢饉と餓死との原因であると叙述しうるときに、もっともいまわしい姿を帯びる。そのうえ、保護貿易制度が富ました階級が比較的小であり、しかもパンの高値に激烈に苦しみ自由貿易から利益を受ける階級が大である……ようなときには、穀物税に固有な不人気は、保護関税にとってほとんど致命的である。なおまた、あのアイルランドの飢饉が穀物法の停止を明白な必要事たらしめたことをこれらと考えあわせよ⁵¹⁾。」こうした世論の状況は、20世紀になってもなお存在したのであった。ダイシーのこの文章は、あたかも彼の時代の世論について語っているかのようでもある。

だがコッツが指摘したように、当時のイギリスの経済学者のなかで、W. J. アシュレイ、ウィリアム・カニンガム (William Cunningham), H. S. フォックスウェル (H. S. Foxwell), W. A. S. ヒュインズ (W. A. S. Hewins), ジェイムズ・メイヴァー (James Mavor), L. L. プライス (L. L. Price) といった経済史家や経済学における歴史的方法の提唱者たちは、

48) *Fact versus Fiction*, pp. 104—106. なおT. H. ファーラー (T. H. Farrer) はすでに1880年代において、多角的貿易決済機構におけるインドの重要な位置の認識を基礎として、こうした主張を極めて明確に提示していた。熊谷次郎「19世紀末『大不況』期の自由貿易論——コブデン・クラブとT. H. ファーラーの所説を中心に——(上・下)」(『桃山学院大学経済経営論集』第30巻第4号, 第31巻第1・2号, 1989年) をみよ。

49) A. W. Coats, *Political Economy and the Tariff Reform Campaign of 1903*, *Journal of Law and Economics*, vol. XI, 1968.

50) A. W. コッツ「自由貿易への挑戦——フェア・トレードと関税改革, 1880—1914年——」(杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版局, 1985年所収, 西沢保・杉山忠平訳) 220—221ページ。イギリス労働党は1906年に結成されるが、同年の総選挙でも、また1911年のそれでも関税改革提案に反対した。K. D. Brown, *The Trade Union Tariff Reform Association, 1904—1913*, *Journal of British Studies*, vol. IX, 1970をみよ。

51) A. V. ダイシー『法律と世論』(清水金二郎訳, 菊池勇夫監修, 法律文化社, 1972年) 78ページ。

さまざまな形でチェムバレンへの支持を表明した。そして、彼らがこの時期に著した著作のなかには、これまでみてきたチェムバレンとコブデン・クラブとの間の19世紀イギリス像についての見解の対立に係わるものも数多く存在する。また他方、チェムバレンを批判する経済学者たちは、1903年8月15日の『タイムズ』での反チェムバレン宣言に名を連ねている。その宣言は F. Y. エッジワース (F. Y. Edgeworth) によって起草され、C. F. バスタブル (C. F. Bastable), A. L. ボウレイ (A. L. Bowley), エドウィン・キャナン (Edwin Cannan), レオナード・コートニー (Leonard Courtney), E. C. K. ゴンナー (E. C. K. Gonner), アルフレッド・マーシャル (Alfred Marshall), J. S. ニコルソン (Joseph Shield Nicholson), L. R. フェルプス (L. R. Phelps), A. C. ピグウ (A. C. Pigou), C. P. サンジャー (C. P. Sanger), W. R. スコット (W. R. Scott), ウィリアム・スマート (William Smart), エルミタージ・スミス (Armitage Smith) といった——コウツの言葉をつかえば——「概して、『正統派』の抽象的経済理論の提唱者・擁護者」の署名がなされていた。こうして、やや不正確な表現になることを恐れずにいえば、マーシャル、エッジワース、ピグウ等新古典派経済学者たちと、アシュレイ、カニンガム、ヒュインズ等イギリス歴史派経済学者たちとが——古典派経済学への批判という形で、広い意味での経済学の方法論をめぐる特に1870年代以降イギリスでおこなわれてきた論争をその背後にもちながら——、19世紀中葉以降実施されてきた自由貿易政策の再検討という現実的課題への政策提言において、対立することになったのである⁵²⁾。

この場合第一に、反チェムバレン宣言の署名者のなかで、例えば、キャナンがスミス『国富論』を編集しそれを1904年に出版したこと (*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations by Adam Smith. Edited, with an Introduction, Notes,……by Edwin Cannan, London, 1904*), ゴンナーがリカード『経済学および課税の原理』の編者であったこと (*Principles of Political Economy and Taxation by David Ricardo. Edited, with Introductory Essay, Notes and Appendices, by E. C. K. Gonner, London, 1891*), またニコルソンが1884年にスミス『国富論』を編集したこと (*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations by Adam Smith. With an Introductory Essay and Notes by Joseph Shield Nicholson, London, 1884*), さらにニコルソンは1904年にはロイド訳のフリードリヒ・リスト『経済学の国民的体系』の新版に序文を付けていること (*The National System of Political Economy by Friedrich List, translated by Sampson S. Lloyd, New Edition with an Introduction by J. Shield Nicholson, London, 1904*), そしてチェムバレンを支持したアシュレイが J. S. ミル『経済学原理』を後に編集すること (*Principles of Poli-*

52) A. W. Coats, op. cit., p. 224; 西沢保, 前掲論文。最近の著作としては, Gerard M. Koot, *English Historical Economics, 1870—1926: The Rise of Economic History and Neomercantilism*, 1987を参照。

tical Economy with Some of their Applications to Social Philosophy by John Stuart Mill. Edited with an Introduction by W. J. Ashley, London, 1909) などからも予想されるように、チェムバレン提案をめぐる論争は、スミス、リカードウ、J. S. ミル等古典派経済学者の自由貿易論の再検討という課題をも提起した。とくに、「国防は富裕よりもはるかに重要」と述べたスミスは、チェムバレン提案を支持する側からも反対する側からも、頻繁に引用されることになる⁵³⁾。

さらに第二に、カニンガムが『近代イギリス商工業の成長』(*The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times*)の第3版の第1部(Mercantile System)と第2部(Laissez Faire)とを1903年に出版し、重商主義政策の意義を高く評価するとともに、1815年穀物法の弊害を強調したこと、またアシュレイが後に『イギリスの経済組織』(*The Economic Organisation of England: An Outline History*, London, 1914)を書いて、18世紀後半から19世紀前半における大土地所有の拡大と農業改良の前進とを指摘したこと、また反チェムバレン宣言に名を連ねたなかでは、ニコルソンが1904年には『イギリス穀物法の歴史』(*The History of the English Corn Laws*, London, 1904)を、1905年には『農業に対する課税の影響』(*Rates and Taxes as affecting Agriculture*, London, 1905)を、1906年には『農業における地代・賃金・利潤の関係』(*The Relations of Rents, Wages and Profits in Agriculture, and their Bearing on Rural Depopulation*, London, 1906)をそれぞれ出版し、穀物法下でのイギリス農業の状態について極めて見事なスケッチを与えたこと、さらにウィリアム・スマートの『19世紀経済年誌』(*Economic Annals of the Nineteenth Century*, vol. I (1801—1820), 1910, vol. II (1821—1830), 1917)が後に出版されること——またマーシャルの『産業と交易』(*Industry and Trade*, London)は1919年に出版される——からわかるように、19世紀イギリス像をめぐる論争は、チェムバレンとコブデン・クラブとのその水準をおおきく越えて一層の広がりや深みを増すことになる。

さらに第三に、チェムバレン提案をめぐる経済学者たちの論争は、19世紀から時代をさらに遡って自由貿易思想・運動の歴史的検討を生んだ。この面での業績はチェムバレン支持者たちに多く見られる。例えば、アシュレイは1903年の『関税問題』(*The Tariff Problem*, London, 1903)の第2章「自由輸入政策。その元来の提唱者の議論」で、自らが1897年に発表した「ト

53) なお1903年には、スミス『国富論』の第4編と第5編第2・3章とを抜粋した書物もあらわれている。*Adam Smith on Free Trade & Protection being a Reprint of Book IV & Chapters II & III of Book V of "The Wealth of Nations" with an Introduction, Index, and Statistical Appendix by Thomas Allan Ingram, London, 1903* がそれである。イングラムによると、『国富論』のこのリプリントされた部分は「自由貿易理論のまさに源泉」であった。さらにイングラムは、19世紀前半に産業革命が進行したにもかかわらず大衆が貧困であったのは「大部分が穀物法のせい」であり、また穀物法の廃止の結果「とんとん拍子にとてもすばらしい進歩」がもたらされたと述べてコブデン・クラブと同様の19世紀理解を示し、そしてチェムバレン提案を批判している (pp. 3, 17, 29—30)。

ーリー党起源の自由貿易政策」(The Tory Origin of Free Trade Policy, *Quarterly Journal of Economics*, vol. XI, 1897)に基づいて名誉革命以前の自由貿易論から筆をおこして、コブデンのそれまでを跡づけているし、カニンガムは1904年に『自由貿易運動の興隆と衰退』(*The Rise and Decline of the Free Trade Movement*, London, 1904)を出版して小ピット (William Pitt) 以降の自由貿易論を検討し、とりわけ1820年代におけるウィリアム・ハスキソン (William Huskisson) の漸進的・現実的自由化政策——そこでは、植民地特惠と互惠主義がしっかりと結合されていた——を高く評価している。他方、チェムバレン批判の経済学者のなかでは、エルミタージ・スミスが『自由貿易運動とその結果』の第2版 (*The Free-Trade Movement and its Results*, 2nd ed., London, 1903)を、チェムバレン提案批判の章をあらたに追加して出版している。また、『タイムズ』での反チェムバレン宣言には名を連ねていないが——この宣言の署名者は大学での経済学者だった——、エルミタージ・スミスよりも一層重要な業績は、F.W. ハーストが1903年に編集し序文をつけた『自由貿易とマンチェスター学派の基本的教義』(*Free Trade and other Fundamental Doctrines of the Manchester School, set forth in Selections from the Speeches and Writings of its Founders and Followers*. Edited, with an Introduction, by Francis W. Hirst, London and New York, 1903)であった。この本は、1820年のロンドン商人の自由貿易請願からはじまって、ジョゼフ・ヒューム (Joseph Hume), コブデン, ブライト等々19世紀末までの実にさまざまな自由貿易論を編集したものであり、この本のネライは、1890年代以降の帝国主義的傾向の強まりのなかで、マンチェスター学派の教義からの後退が進んでいる(そして、その頂点がチェムバ

54) 19世紀におけるイギリス自由貿易運動の再検討という点では、チェムバレンを支持するF. プラット=ヒギンズの『自由貿易運動の興隆と衰退』(Frederick Platt-Higgins, *The Rise and Decline of the Free Trade Movement*, [Manchester, 1905])も注目したい。そこでは、自由貿易に対する評価の低下についてこう述べられている。すなわち「かつて自由貿易に与えられていた高い評価が低落した諸原因のうちの一つは、おそらく、自由貿易の余りに熱烈な弁護者たちが、19世紀初頭において極めて多数の労働者たちが被った苦痛の全てを穀物法の作用のせいにしたこと、また後に至って生じた改善の全てを穀物法廃止が原因であるとしたこと——それらの誤りが認識されるようになったことである」(p. 21)。

55) なお、1879年のビスマルクの農業関税の導入以降穀物輸入関税の引上げがおこなわれ、90年代のカプリヴィによる「新航路」政策を経て、「結集政策」のなかで再び1902年に高率関税が再建されたドイツにおいても、この時期に、イギリス穀物法下での農業の状況を検討する著作があらわれている。例えば、ヘルマン・レヴィ『高い穀物関税時代のイギリス農業者の苦況』(Hermann Levy, *Die Not der englischen Landwirte zur Zeit der hohen Getreidezölle*, Stuttgart und Berlin, 1902)は、特に19世紀の「最も高い農業関税の時代は、最も厳しい農業不況の時代であった」こと、他方穀物法廃止後30年間は農業資本家の努力のなかで農業収益が上昇したことを指摘し、そして最後に、1902年の小麦1クォーターあたり1シリングの登録関税の復活が今後新たな高率農業保護の再開をもたらすことはない、と予想している(SS. 104, 109, 125—126)。またルヨ・ブレンターノ『農業者の苦況に対する救済策としての穀物関税』(Lujó Brentano, *Die Getreidezölle als Mittle gegen die Not der*

ンによる「保護主義的で差別的な関税という古いシステムへの復帰」提案であった) ことへの対抗にあった⁵⁴⁾⁵⁵⁾。

こうしてチェムバレン提案をめぐるイギリス経済学界での論争は、チェムバレンとコブデン・クラブとの対立にはっきりと表われていた19世紀イギリス像に関する理解の相違という問題——改めて整理すれば、(1)1846年の穀物法廃止までの時期は繁栄の時代だったのか飢餓の時代だったのか、(2)1870年代はじめ以降の時期は停滞・衰退の時代だったのか繁栄の時代だったのか、(3)政策の変化と経済状態の変化とは一致するかしないのか——を、さらに広く深く検討させることになった。そしてそうした検討の成果として、本稿の課題に深くかかわる19世紀前半の時期にかぎっても、以下のような点を指摘できる。

すなわち第一に、19世紀前半においてイギリスが世界市場における工業支配権をもっていたかどうかという問題は、重商主義期における工業育成策がどのようなものでありまたどのような結果を生んだのかの検討を当然にも必要とした。カニンガムが、重商主義政策のネライは全ゆる経済資源の開発に基づいて国の政治的力の向上に資することにあるとしたうえで、ナポレオンとの戦争の勝利は「重商主義体制の成功」を証明すると論じ、そして「イギリスを世界の工場にした工業力の順調な発達と突然の拡大とは、〔重商主義による〕高度の保護体制の下で生じた」と結論づけたのは⁵⁶⁾、明らかに上記の課題の検討の成果なのであった。

さらに第二に、19世紀前半の穀物法の存在した時期は飢餓の時代なのかどうかという問題は、その時期の農業の状態・穀物価格の変動・さらにそれらに対する穀物法の影響等々の検討を促した。この点では、反チェムバレン宣言に名を連ねたニコルソンの以下のような主張は貴重な成果だと筆者は判断する。すなわち、18世紀末から19世紀はじめにかけての穀物の高価格と高地代とは、戦争や天候によるところが大きいのであって穀物法のせいではない。また、19世紀前半は——農業不況の声はあったけれども——全体として農業は大きく前進し、農業改良に努めた企業家的農業者は繁栄していた。とりわけ、1830年代からは穀物価格は平均して相対的に妥当な水準にまで低下し、それでも改良のおかげで収益をあげることができた。しかもこの改良は、地主の力に負うところが大きであった。「19世紀前半は、すなわち穀物法の廃止までは、主に地主の影響の下でおこなわれた非常に大きな農業諸改良によって特徴づけられる。だが地代は、ナポレオン戦争後に生じた穀物価格の低下の原因もあって、下落した」。「それでも、全

Landwirte, Berlin, 1903) は、19世紀前半の穀物法の下での農業不況をめぐる諸論争を詳しく検討し、レヴィと同様に、イギリスの穀物関税は歴史的には、長びく苦況、投機的農業、農場破産、農業労働者の困窮、救済税の増大、放火、餓死 (Hungertod) を生んだことを結論し、また穀物法廃止後の30年間をイギリス農業の「最高の繁栄時代」としている (SS. 28—29, 31)。つまり、自由貿易派のブレンターノもレヴィも、コブデン・クラブと同様の19世紀イギリス像をもっていたのである。なおこの時期のドイツにおける経済政策論争については、田村信一『ドイツ経済政策思想史研究』(未来社、1985年) 第1章をみよ。

56) W. Cunningham, *The Rise and Decline of the Free Trade Movement*, 1904, pp. 29—31.

体として農業資本の蓄積は進み、十分な利潤が実現された⁵⁷⁾。そしてニコルソンの主張のなかで特に重要なことは、こうした19世紀前半のイギリス農業の全体としての前進・繁栄は、決して穀物法による保護のせいではない、という点である。こうした前進・繁栄はむしろ——穀物法が存在していたにもかかわらず——、国内農業者間の競争のなかで穀物価格が低下し、それが農業改良を刺激することによって生じたものであった。もし穀物法のネライが農業人口増・地代引上げ・自給達成・植民地との結合強化といったものであったとすれば、19世紀の穀物法の歴史は「目的達成の失敗の歴史である」。したがって、19世紀の「穀物法の歴史は、自らの失敗を通じて自由貿易を擁護する議論を強力に支持しているのである⁵⁸⁾。」19世紀穀物法のもった意義——すなわちそのネライはともかく、その結果においては失敗した——についてのこうしたニコルソンの評価は、カニンガムのそれと一致している。カニンガムによると、18世紀の穀物輸出奨励金は農業発展に大きく寄与したが、1815年（そして1828, 1842年）穀物法は、自給達成という政治的目的の点でも、穀物価格維持という経済的目的の点でも「大失敗」であった。しかも19世紀の穀物法は、(1)穀価を高めることによって労働者の工業製品に対する国内での需要を減らし、(2)外国穀物生産者の購買力を減らすことによって、外国からの工業製品に対する需要を減じ、(3)イギリスと外国との貿易量を減らすことによって、外国に工業化の途を歩ませ、こうしてイギリス商工業に対して「明らかに有害」なのであった⁵⁹⁾。——われわれはここで、19世紀の穀物法のもった意義について、反チェムバレン宣言に名を連ねたニコルソンとチェムバレンを支持したカニンガムとの間で評価の一致をみたことを重視したい。

そして第三に、古典派経済学者の自由貿易論の検討と、自由貿易運動の歴史的検討とは、穀物法が批判され穀物の自由貿易が主張された際、一体どのような想定がなされていたのか——具体的には、穀物の自由貿易はイギリス農業にどのような影響をもたらすと考えられていたのか——という問題を提起することになった。これは、1870年代以降イギリス農業の苦況が深刻化していたことと、コブデンが穀物法の廃止にあたって、「自分は、穀物法廃止によって1エーカーの土地でもその耕作が放棄されるとは信じない⁶⁰⁾」と明言したことと深くかかわっている。

57) J. S. Nicholson, *The History of the English Corn Laws*, 1904, pp. 47, 73, 75, 94, 181; Do, *The Relations of Rents, Wages and Profits in Agriculture*, 1906, pp. 32, 77. こうしたニコルソンの19世紀前半のイギリス農業についての理解は、19世紀における高地代が農業発展の力を奪い取ってしまったとするソロルド・ロジャースの見方を批判するものであった。ロジャースによれば、「18世紀の地主はイギリスの農業者を世界最良の農業家にした。だが19世紀の地主は彼を貧困に陥し入れた」(J. E. Thorold Rogers, *The Economic Interpretation of History*, London, 1888, pp. 181—182)。

58) Nicholson, *The History of the English Corn Laws*, pp. 141, 171—176, 181—182, 186.

59) Cunningham, *op. cit.*, pp. 56—59; Do, *The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times*, pt. II, 3rd ed., 1903, pp. 840—843.

60) 1843年10月19日の演説。Speeches on Questions of Public Policy by Richard Cobden, edited by J. Bright and J. E. T. Rogers, vol. I, 1870, p. 52.

この問題の検討の深まりは、アシュレイの以下のような議論のなかに見ることができる。すなわち、スミスが穀物法を批判した時は、イギリスはまだ穀物の純輸入国ではなかった、そしてスミスは「外国穀物の自由輸入はイギリスの農業者の利害にほとんど影響を与えないだろう」と考え、最も輸入が多かった年でも年消費の1/571を越えなかったことを指摘した。1820年のロンドン商人の自由貿易請願を起草したトマス・トゥック (Thomas Tooke) の場合にも、自由輸入は農業関係者に害を与えないと考えられていた。リカードウはトゥックの見解に同意しなかったが、自由貿易によって「数週間分の消費量」が輸入されるにすぎないと考えた。さらに1833年にジョゼフ・ヒュームが穀物の自由貿易を主張した時も、それによって生ずるのは「外国穀物の価格がイギリス市場での価格にまで騰貴することであって、イギリスの穀物価格がヨーロッパ大陸の市場での価格にまで下落することではない」と考えた。すなわち、「輸入される穀物量はイギリスの消費量に比べれば小さく、イギリスの穀物価格にほとんど影響を与えることはできない」のであった。そしてヒュームは、対仏戦争中事実上港は開けられていたのに、穀物輸入量は国内消費の1/20にすぎなかったことを指摘している。さらにコブデンも、穀物の自由貿易によって穀価は下がるかもしれないが、それは改良農業によって十分に対応することが可能であり、穀作放棄は起こらない、と主張したのであった⁶¹⁾——つまりアシュレイは、スミス以降19世紀前半の自由貿易論者の議論の前提（穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さい）を剔抉したのであった。そしてこうしたアシュレイの認識は、穀物法の廃止時において、「イギリスは自分の〔消費する〕穀物の大部分を常に産出するであろうという、一般的信念 (the universal belief)」が存在したというニコルソンの主張と、一致するものであった。その際ニコルソンは、『国民の進歩』 (*The Progress of the Nations*, London, 1836—43) を書いたポーター (G. R. Porter) が、穀物法廃止を主張する一方で、国内での農業改良の進行が穀物増産を可能し、それによって人口増加が可能になると考えたことを、つまり、増加人口が主に外国産穀物によって養われるような事態が生ずるとは予想していなかったことを重視している⁶²⁾。

チェムバレン提案をめぐる論争は、政治的局面をこえて、明らかに深まった。

61) W. Ashley, *The Tariff Problem*, 1903, pp. 37—50.

62) Nicholson, *op. cit.*, p. 46. 服部正治「穀物法批判の前提」(早坂忠編『古典派経済学研究(1)』雄松堂出版, 1984年, 所収) III節。

(本稿は、平成元年度文部省科学研究費総合研究Aにもとづく研究成果の一部である。また本稿で利用した文献を読むにあたって、出雲雅志、大森郁夫、奥田敬、熊谷次郎、佐藤有史、高草木光一、西沢保氏の御配慮をえた。記して感謝します。)